

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十二号）（生活衛生課）

一 趣旨

動物の愛護及び管理に関する取組を強化するため、飼い主になろうとする者の責務を新設する等するもの

二 内容

(一) 県の責務を改正し、連携規定を追加

県は、施策を実施するに当たり、市町村、動物関係団体等と相互に連携を図る。

(二) 飼い主になろうとする者の責務を新設

飼い主になろうとする者は、飼養に先立ち、習性などの知識習得に努め、現在及び将来にわたる生活環境等を考慮し、終生飼養できる動物を選択するよう努める。

(三) 動物取扱業者の責務を新設

動物取扱業者は、関係法令を遵守することはもとより、動物に関する最新の知識の習得、主体的な情報の発信に取り組むよう努める。

(四) 飼い主の遵守事項を改正し、緊急時対策に関する規定を追加

災害に際して必要な準備を行うよう努めるとともに、災害が発生したときは必要な措置を講ずるよう努める。

(五) 県が譲渡できる動物に次の動物を追加

ア 所有者ではない拾得者等から引き取りを求められ收容した犬猫

イ 公共の場所において收容した疾病、負傷をしていた犬、猫等

ウ 飼養、係留などされていなかったため收容した野犬等

(六) 動物愛護推進員の活動として次の活動を新設

ア 県に対し、動物の愛護及び管理に関する施策の推進に資する情報を得たとき、きに、情報の提供を行う。

イ 飼い主になろうとする者に対し、適切な助言を行う。

(七) 財政上の措置を新設

県は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

三 施行期日

公布の日